

公 告

下記森林について、森林経営管理法(平成 30 年法律第 35 号)第 4 条第 1 項の規定により
経営管理集積計画を定めたため、同法第 7 条第 1 項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記の場所において縦覧に供する。

令和 3 年 3 月 31 日

錦江町長 木 場 一 昭



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

別紙のとおり

2 縦覧場所

錦江町役場産業振興課及び錦江町ホームページ

3 権利の設定

本公告により、錦江町に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

別 紙

| 整理番号 | 所在・地番 | 林班・小班 | 地目 | 面積 (ha) | 経営管理権 の存続期間 | 備考 |
|---------|--------------|-------|----|----------------|----------------|----|
| 集R2-001 | 錦江町大根古城元3401 | 6才1ア | 山林 | (0.08) 0.26 | 5年 | |

経営管理権管當集積計画

| 乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A) | | | | | | | 経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E) | | | | |
|----------------------|----|----|----|----|----|-------|--------------------------|------|-------|-----|----|
| 番号 | 所在 | 地番 | 林班 | 小班 | 地目 | 面積 ha | 現況樹種 | 現況林齡 | 権原の種類 | 同意印 | 備考 |
| 1 | | | | | | | | | | | |
| 2 | | | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | | | | | |
| 6 | | | | | | | | | | | |
| 7 | | | | | | | | | | | |
| 8 | | | | | | | | | | | |
| 9 | | | | | | | | | | | |
| 10 | | | | | | | | | | | |

この計画に同意する。
権利の設定を受ける市町村 (乙)

住 所 (同上) 錦江町長 木場 一昭
印

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住 所 (同上) [REDACTED]
印

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特別により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となつた場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には、当該部分を特定することができる図面を添付することとし、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるものほか、次に定めることによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより間伐事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対すると同一の注意義務をもつて経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。
乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となつた者（国その他の森林の森林所有者となる者）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合は、気象災等により被害が発生して(8)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

② 甲は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となつたときは、乙の同意を得るものとする。
③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途中において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への入り及び施設の利用等

① 乙は、(1)、(8)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、(1)、(8)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができることとする。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

(8) 森林保険

① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲との協議により定める。
② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。
なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
③ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金額を乙に帰属させるものとする。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施
次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があつた場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管

(12) その他の

- この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

| 対象森林 | | | | 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 | | |
|--------|------|----|-----|--|--|--|
| 所在 | 地番 | 林班 | 小班 | ○ 乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。 | | |
| 大根占町城元 | 3401 | 6 | 417 | ○ 施業の実施に当たっては、「森林伐採・搬出・更新の手引き（平成24年2月鹿児島県環境林務部）」の記載内容に留意して実施するものとする。 | | |
| | | | | ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。 | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

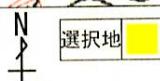
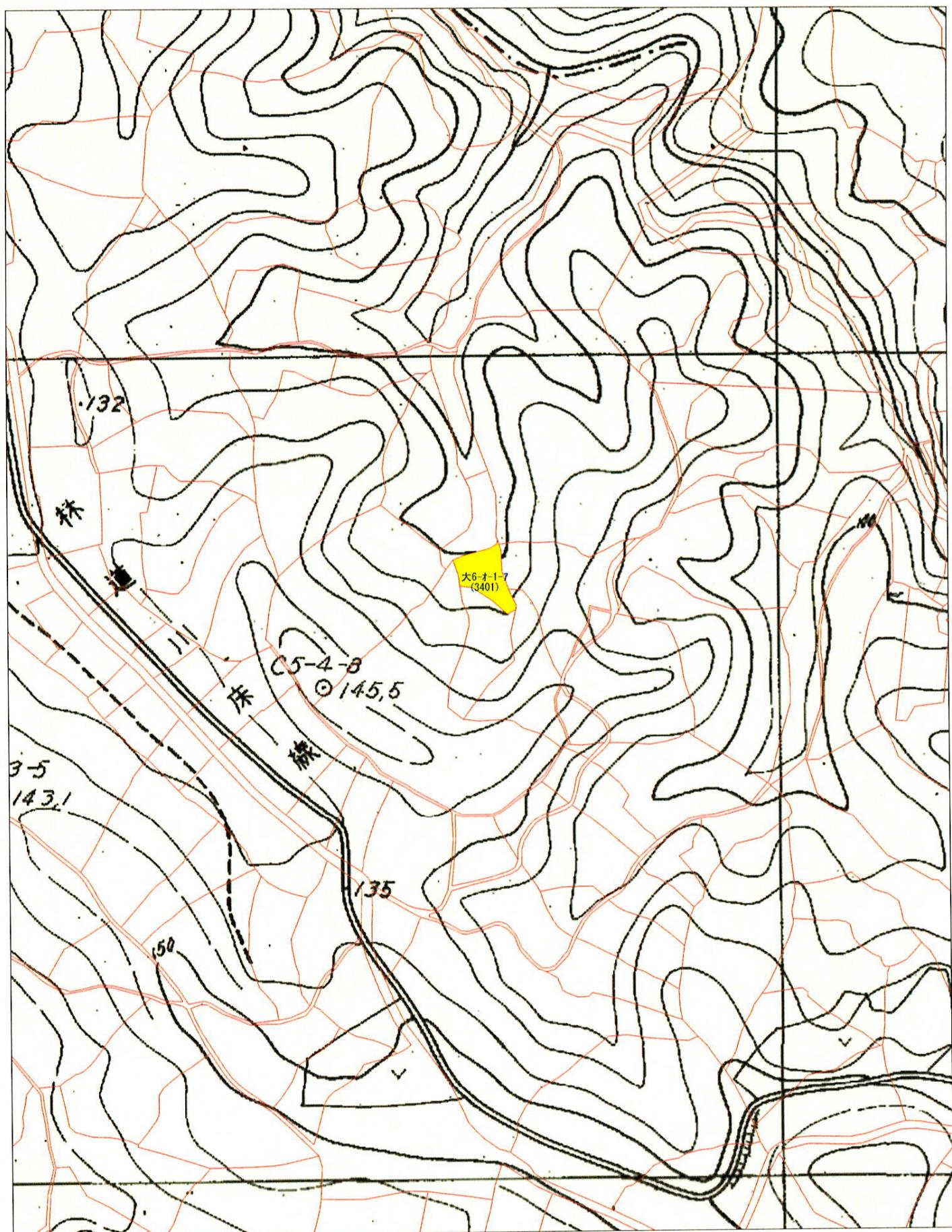
別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

<時期>

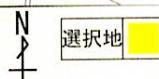
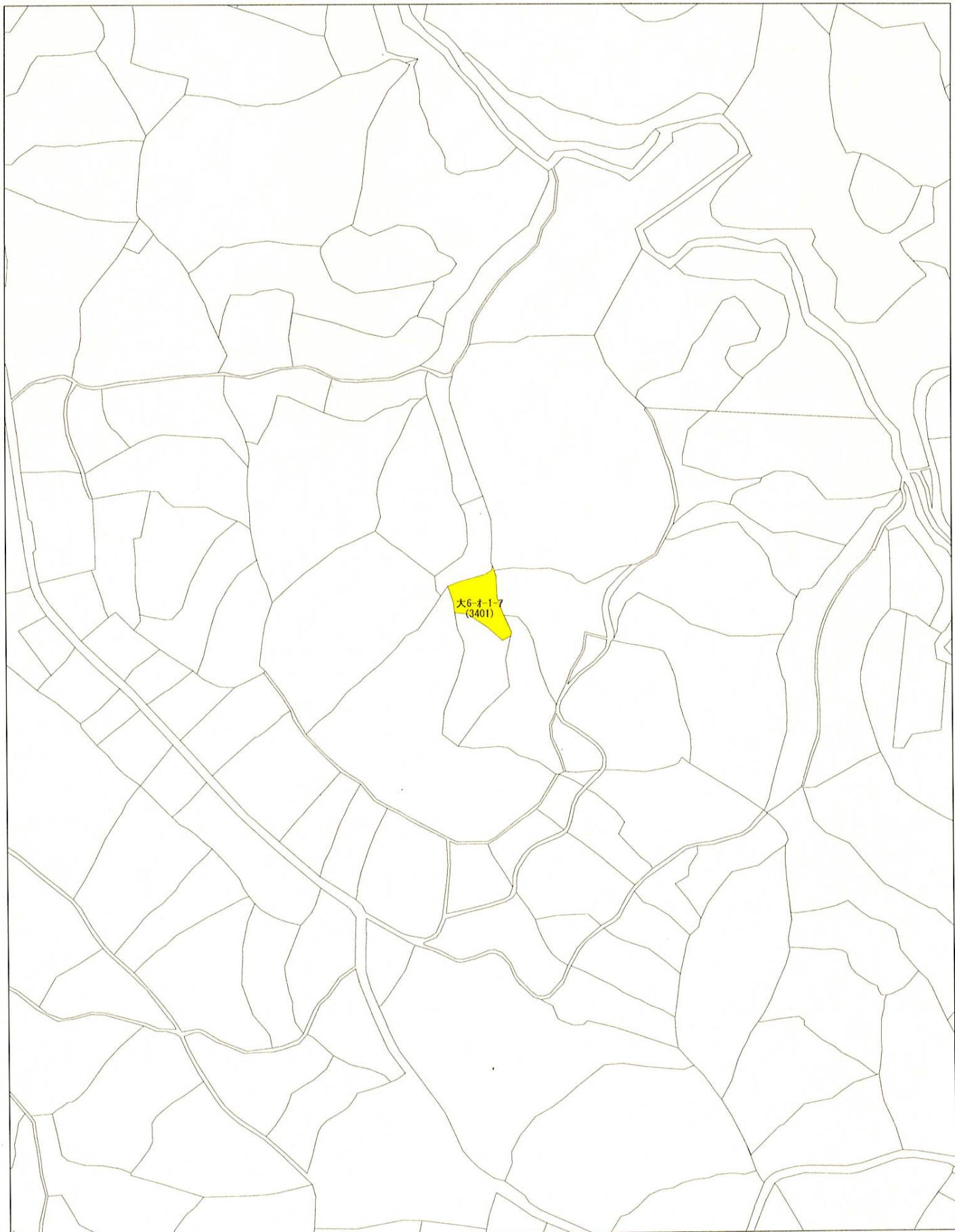
- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。



※注意：この地図は森林の土地の所有の境界を確定するものではないため
森林の土地の売買等に係る証明資料として用いることはできません
錦江町役場 令和3年3月25日



※注意：この地図は森林の土地の所有の境界を確定するものではないため
森林の土地の売買等に係る証明資料として用いることはできません
錦江町役場 令和 3年 3月25日